

1. 募集に関する質問

Q 1-01	経済産業省（環境共創イニシアチブ（SII））が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（ZEH）」と本事業の高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）からの補助を一緒に受けることが出来るのでしょうか。
A 1-01	両方の補助事業に応募することは可能ですが、補助対象が重なっているため、両方の補助金を受けることはできません。そのため、補助金交付申請にあたって、どちらかの補助事業を選択していただくことになります。
Q 1-02	ゼロ・エネルギー住宅の評価に活用する住宅版 BELS 認証の取得とは、どのようなものなのでしょうか。
A 1-02	BELS（建築物の省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省のガイドラインに基づく建築物のエネルギー消費性能の表示に関する第三者認証制度です。本年度から住宅についても認証制度（住宅版 BELS）の運用が開始されました。住宅版 BELS では、表示を希望した場合、評価書に「ゼロ・エネルギー住宅相当」との表示がなされます。 詳細は、住宅版 BELS 認証については「一般社団法人住宅性能評価・表示協会 HP」 http://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html を参照ください。
Q 1-03	今年度は住宅版 BELS 認証を取得しないと応募できないのでしょうか。
A 1-03	原則として、住宅版 BELS で「ゼロ・エネルギー住宅相当」との評価書を取得し、採択後の交付申請時に評価書を添付いただくことで、ゼロ・エネルギーを達成していることの確認とします。なお、住宅版 BELS 認証を取得する場合、グループ応募時には、ゼロ・エネルギーを達成することの根拠資料（参考様式、別添様式）の提出は不要です。 また、住宅版 BELS において省エネルギー効果を評価できない取り組みを提案する場合は、昨年度と同様に、グループ応募時に別添様式として必要書類を添え、評価委員会の審査を受けることで応募は可能です。
Q 1-04	住宅版 BELS 認証を取得する場合、エネルギー消費性能（☆印）に関する規定はあるのでしょうか。
A 1-04	高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の要件である省エネ基準への適合は必要ですが、それ以上のエネルギー消費性能に関する規定はありません。なお、住宅版 BELS において、「ゼロ・エネルギー住宅相当」との評価を受ける場合は、申請に当たって表示を希望する必要があります。「ゼロ・エネルギー住宅相当」との記載がない評価書では、交付申請時の書類とすることはできませんので、ご注意ください。
Q 1-05	住宅版 BELS について、自己評価を行うことでゼロ・エネルギー住宅の確認とすることは可能なのでしょうか。
A 1-05	自己評価は認められません。住宅版 BELS を活用する場合は、必ず評価機関等の第三者評価を受けて、「ゼロ・エネルギー住宅相当」との評価書を提出して頂きます。

地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)

Q 1-06	評価委員会の審査を受けるものとして応募する場合、住宅版 BELS 認証の取得は必要ないのでしょうか。
A 1-06	評価委員会の審査を受けるものとしての応募は、住宅版 BELS 認証で評価できない取り組みを提案いただくものです。そのため、提案内容を踏まえた住宅版 BELS 認証の取得は応募の条件ではありません。ただし、評価できる範囲にて、住宅版 BELS 認証の取得を妨げるものではありません。
Q 1-07	同一の地域区分において、エネルギー削減率の異なる提案をしても良いのでしょうか。
A 1-08	地域区分ごとに一つの仕様としてご提案ください。なお、複数の地域区分で建設が見込まれる場合は、それぞれの地域区分ごとに一次エネルギー消費量の計算結果を検討しグループ内で統一したものをご提案ください。なお住宅版 BELS 認証を取得するものとして応募する場合、グループ応募時に計算根拠（参考様式、別添様式）の提出は不要です。
Q 1-09	提案が採択された場合、グループで提案した内容（UA 値・エネルギー削減率）を全て満たさないと交付申請ができないのでしょうか
A 1-09	提案された内容の全てを同一に“実施設計”することは不可能と判断しています。そのため、エネルギー削減率の詳細な内容は実施設計段階での変更は可としますが、原則として、提案された外皮性能（UA 値）及び Ro 値（太陽光発電を除くエネルギー削減率）の値を満たすものを、交付申請の対象とします。
Q 1-10	太陽光発電設備等の地方公共団体が実施する補助金と併用することは可能でしょうか。
A 1-10	地方公共団体独自の補助金であれば、太陽光発電設備の補助金に限らず併用は可能です。なお、地方公共団体が実施する補助金であっても国庫補助金を財源とした事業の場合は併用できませんので留意してください。